

ARTS COMMISSION YOKOHAMA GRANTS PROGRAM 2013

アーツコミッション・ヨコハマ
助成プログラム
平成25年度 募集要項



P.03
先駆的芸術活動支援助成

P.04
都市文化創造支援助成

P.05
創造活動支援助成

P.06
芸術不動産リノベーション助成

P.07 08
アーティスト・クリエイターのための
事務所等開設支援助成

P.09
横浜市内で利用できるその他の助成



つなぐ、ふやす、アートの現場

アーツコミッション・ヨコハマ(ACY)について

ACYは、横浜に集うアーティストやクリエイター、NPO、市民、企業、学校などの様々な担い手をサポートするプロジェクトです。横浜でのアート活動に関する相談やコーディネーション、助成制度、芸術不動産(創造活動の場づくり)などを行っています。



ACY GRANTS PROGRAM 2013

アーツコミッション・ヨコハマ 助成プログラム 平成25年度 募集要項

アーツコミッション・ヨコハマ(ACY)は、横浜に集うアーティストやクリエイター、NPO、企業、学校など、様々な分野で創造活動を繰り広げる人たちをサポートする中間支援事業です。

文化芸術のもつ創造性を活かした都市づくりである「文化芸術創造都市・横浜」の推進のために、「アーティスト、クリエイターに選ばれる都市=横浜」を目指し、活動しやすい環境づくりを行っています。

平成25年度は、下記の助成プログラムについて事業を募集します。

1. 活動支援 GRANTS FOR ARTS ACTIVITIES

①先駆的芸術活動支援助成

現代芸術分野のアーティスト、クリエイターの創造活動を支援するために助成金を交付します。

②都市文化創造支援助成

アーティストやクリエイター等による横浜ならではの都市文化の形成を図ることを目的とする活動に対して助成金を交付します。

③創造活動支援助成

現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」の開催都市として、多様な現代アートに触れる機会を市民に提供することを目的に、アーティストが作品発表を行うための経費の一部として助成金を交付します。

2. 拠点形成支援 GRANTS FOR HAVING ARTS STUDIOS

①芸術不動産リノベーション助成

アーティストやクリエイター等の活動支援を軸に建物の価値を高めるための改修または改築工事を行い、建物を賃貸借する法人事業者、個人事業者に対して、改修費の一部として助成金を交付します。

②アーティスト・クリエイターのための事務所等開設支援助成

横浜の関内関外地区の民間物件に、新規または増床を伴う移転で、アーティストやクリエイター等の活動拠点を開設する場合に助成金を交付します。

申請期限 APPLICATION DEADLINE

助成プログラム名	申請期限
先駆的芸術活動支援助成	平成25年 4月30日(火) 必着
都市文化創造支援助成	平成25年 5月 7日(火) 必着
創造活動支援助成	平成25年 4月30日(火) 必着
芸術不動産リノベーション助成	平成25年 12月27日(金) 必着(先着順)
アーティスト・クリエイターのための事務所等開設支援助成	平成26年 1月10日(金) 必着



POLICY

助成方針

横浜。 369万人が住む大都市であり地方都市。現在の横浜は154年前に開港した市街地を中心に形づくられています。歴史を有した個性的な地域の集合体として、古代から人が住む自然豊かな郊外部、鎌倉時代からの歴史文化を伝える地、江戸期に栄えた宿場町などもあり、様々な表情をもつ豊かな都市でもあります。1859年の開港を機に、横浜は大きな成長を遂げました。世界へ開かれた日本の玄関口として、様々な民族が街を行き交い、多様な価値観が融合することで独自の文化を育む土地となりました。しかし、関東大震災、第二次世界大戦を経て、街の軸は大きく変化していきました。現在の横浜は、戦後の首都圏への一極集中により東京人口が3,500万人と膨張する中、その外縁に位置する街となっています。横浜の核とは何か。その文化圏とは何かを問い続けています。

アーツコミッション・ヨコハマ(ACY)の助成プログラムは、文化芸術を中心とした魅力あるまちづくり「文化芸術創造都市・横浜」を推進し、持続可能な社会を形成することを目的としています。街の魅力とは、そこに住む人の個性であり、日々の営みが生み出すものです。それが多様であるほど、都市に活力が生まれると信じています。この実現のために、ACYは平成19年以来、プロのアーティスト、クリエイターを横浜の都心部エリアに誘致する活動を行ってきました。平成16年3月にBankART1929が旧第一銀行横浜支店を舞台に活動を始めてから9年が経過し、現在までに200を超えるアーティスト、クリエイターが横浜にスタジオを構え、活動をスタートするに至っています。展覧会やライブ、公演などのアート活動も盛んになり、建築やデザインなどの創造産業分野も徐々に盛んになっています。

平成25年度 募集にあたって

平成24年度に横浜市は「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」を制定しました。これを受けて、アーツコミッション・ヨコハマは、次世代の育成や横浜トリエンナーレなどにあわせた助成機会の拡充をはかるため、平成25年度の助成制度の改定を行っております。詳しくは各プログラムのページをご参照ください。

【改定点】

- ①先駆的芸術活動支援助成の制度改定
- ②創造活動支援助成の新設
- ③芸術不動産リノベーション助成の制度改定
- ④アーティスト・クリエイターのための事務所等開設支援助成の内容改定



ヨコハマ創造都市センター 管理運営:公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

横浜は、開港以来の進取の精神を尊ぶ気風を持ち、創造者たちが実験的な表現を探究できる場です。横浜から新たな表現を発信し、この街ならではの文化の形成を目指す方のご応募をお待ちしています。

横浜は、開港以来の進取の精神を尊ぶ気風を持ち、創造者たちが実験的な表現を探究できる場です。横浜から新たな表現を発信し、この街ならではの文化の形成を目指す方のご応募をお待ちしています。



表現追求を応援します！

先駆的芸術活動支援助成



アーティストやクリエイターが、横浜で行う先駆的な表現を追求する創造活動全般に対する支援として助成金を交付し、創造活動の深化とキャリア形成につなげていただくことを目的としています。文化芸術創造都市・横浜の形成を担う人材をはぐくむことで、創造界隈の充実を図り、独自の創造活動があふれる横浜文化圏の実現を目指します。

応募資格 ELIGIBILITY

現代芸術分野で活動するアーティスト、クリエイターであること
(美術・映像・アニメーション・舞台芸術・音楽・映画・写真・文学等)

対象となる活動 PROJECT ELIGIBILITY

平成25年6月1日から平成26年3月31日の間に横浜市内で行う創造活動に対して助成金を交付します。

- ※活動の形態は、展覧会や舞台公演といった具体的な作品発表に限りません。年間を通じた活動も対象となります。
- ※一年間の最後に報告会を設け、活動報告をしていただく場合があります。
- ※政治的または宗教的な宣伝意図等の目的を持つものには交付できません。
- ※公序良俗に反する等、助成対象として適当でないものには交付できません
- ※本助成金制度による助成金は、横浜市及び横浜市に関連する公的団体の補助金、助成金の交付を受けている事業には交付できません。
- ※暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)が主催するものには交付できません。

選考基準 CRITERIA

- 次の観点から、専門家からなる選考委員会にて選考を行います。
- 先駆性、同時代性を有し、新たな芸術創造につながっているか
 - 文化芸術創造都市・横浜の魅力向上に寄与するか
 - スケジュール、資金の両面において計画が十分に検討されており、実現の可能性が高いか

平成25年4月1日現在で35歳未満の申請者の場合、申請者の今後の成長・発展が見込めるかの将来性を加味して判断します。

交付に伴う義務 OBLIGATION

1. 活動の経過報告(年2回程度)
2. 事業終了後30日以内に「事業報告書」(第3号様式、ウェブサイトよりダウンロード)を提出し、終了ヒヤリングに出席してください。提出の際は、事前予約のうえ代表者または担当者が持参してください。
※事業報告書の最終提出期限は平成26年3月31日です。
3. 活動報告会への参加とプレゼンテーションを行っていただく場合があります。
4. 助成交付年翌年度の活動状況の報告
5. チラシ、ウェブサイト、プログラム等の広報媒体への指定クレジットの記載(助成名及びACYロゴ)
6. ACYアーティスト・アーカイブへの登録(登録情報はアーツコミッション・ヨコハマのウェブサイトにて一般公開されます。)
7. ACY担当者による事業視察への協力
8. その他「先駆的芸術活動支援助成交付要綱」に定める事項

交付金額 GRANT RANGE

1件あたり100万円を上限とします。
※同一申請者への継続交付は3か年を限度とします。(但し、年度毎に申請及び選考が必要です。)
※助成金は、交際費、接待費、打ち合わせ・交流会や打ち上げ等の飲食費、事務所備品購入費への充当はできません。
※助成金の交付は、事業終了報告書の受理をもって行います。実施内容や収支が申請時と著しく異なる場合は、当初決定した額の減額または不交付となる場合があります。
※実施前に交付が必要となる特段の事情がある場合は、事前交付申請書の提出により事前交付が認められる場合があります。

申請方法 HOW TO APPLY

以下の書類を各5部用意し、持参または郵送にてご提出ください。
※締切日必着(Eメールによる提出は不可)

- ①助成交付申請書(第1号様式)
- ②活動計画(どのような活動を予定しているか、スケジュール、目標とする成果等)、予算書
- ※活動内容に作品制作・発表が含まれる場合は、作品の解説、制作意図、公演等の発表概要も記載してください。
- ③自身の創造活動についてのビジョン(A4紙1枚以上)
- ④最近の主要な作品資料(作品説明を含む)、作品批評(自身及び活動について新聞や雑誌等で批評されたもの)
- ⑤自身の主な活動が団体に所属することで成り立っている場合は、団体の活動を説明する資料

※本申請に要した費用は、応募者の負担とします。
※申請書類、資料は返却しません。

申請書様式はACYウェブサイトからダウンロードできます。

<http://acy.yafjp.org/>

申請期限 APPLICATION DEADLINE

平成25年4月30日(火)必着(受付時間 11:00~19:00)



創造性を街に広げよう！

都市文化創造支援助成



アーティストやクリエイターが横浜ならではの都市文化の形成を図る活動で、次のような二つの事業を支援します。アーティストやクリエイターが都市を調査して発掘した空間や環境を用いながら新たな発見を街にもたらすプログラムや、「ものづくり」ではなく「ことづくり」のような都市における芸術や想像力の役割を拡げていくプログラムに助成金を交付します。
都市における創造力の価値を示し、さらなる創造への欲求を喚起することで、多様で独自の創造活動があふれる横浜文化圏の実現を目指します。

応募資格 ELIGIBILITY

- ・アーティスト、クリエイター、ディレクター等が主たる構成員である法人または団体であること(任意団体を含みます。)
- ・横浜に拠点を置いていること
- ・横浜内外の様々な事業者と交流をもち活動をしていること
- ※複数団体による共同申請も可。(構成団体のいずれか1団体以上が応募資格を満たしている必要があります。)

対象となる活動 PROJECT ELIGIBILITY

平成25年6月1日から平成26年3月31日の間に横浜市内で行われるアートなどの創造性を用いて都市の課題解決を行うプロジェクト
※平成25年6月1日以前に活動がスタートしているものも対象となります。
その場合は、6月1日以降の活動で発生する経費が対象となります。
※政治的または宗教的な宣伝意図等の目的を持つものには交付できません。
※公序良俗に反する等、助成対象として適当でないものには交付できません
※本助成金制度による助成金は、横浜市及び横浜市に関連する公的団体の補助金、助成金の交付を受けている事業には交付できません。
※暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)が主催するものには交付できません。

選考基準 CRITERIA

- 下記の観点にて、専門家からなる選考委員会にて選考します。
- 同時代性(今の時代ならではの視点をもっていか)
 - 公共性(新しい公共の仕組みがあるか)
 - 地域性(地域の特性、必然性が読み込まれているか)
 - 発信力(全国規模、または海外への高い発信力を有した企画であるか)
 - 影響力(地域や同業者、関係者に影響力がある企画か)

交付に伴う義務 OBLIGATION

1. 事業終了後30日以内に「事業報告書」(第3号様式、ウェブサイトよりダウンロード)を提出し、終了ヒヤリングに出席してください。提出の際は、事前予約のうえ代表者または担当者が持参してください。
※事業報告書の最終提出期限は平成26年3月31日です。
2. チラシ、ウェブサイト、プログラム等の広報媒体への指定クレジットの記載(助成名及びACYロゴ)
3. ACYアーティスト・アーカイブへの登録(登録情報はアーツコミッション・ヨコハマのウェブサイトにて一般公開されます。)
4. ACY担当者による事業視察への協力
5. その他「都市文化創造支援助成交付要綱」に定める事項

交付金額 GRANT RANGE

1件あたり50万円~200万円
※助成金は、交際費、接待費、打ち合わせ・交流会や打ち上げ等の飲食費、事務所備品購入費、事務所の維持管理費等への充当はできません。
※助成金の交付は、事業終了報告書の受理をもって行います。実施内容や収支が申請時と著しく異なる場合は、当初決定した額の減額または不交付となる場合があります。
※実施前に交付が必要となる特段の事情がある場合は、事前交付申請書の提出により事前交付が認められる場合があります。

申請方法 HOW TO APPLY

以下の書類を各5部用意し、持参または郵送にてご提出ください。
※締切日必着(Eメールによる提出は不可)

- ①助成交付申請書(第1号様式)
- ②事業・活動実施計画書(企画書)様式自由、A4サイズにて5枚以内
- ③事業・活動実施予算書(第1号様式別紙)
- ④応募事業の内容を説明する資料(チラシ等)※任意提出。必須ではありません。

※本申請に要した費用は応募者の負担とします。
※申請書類、資料の返却はいたしません。

申請書様式はACYウェブサイトからダウンロードできます。

<http://acy.yafjp.org/>

申請期限 APPLICATION DEADLINE

平成25年5月7日(火)必着(受付時間 11:00~19:00)



横浜トリエンナーレ開催の街・横浜で 現代アート企画を募集!!



創造活動支援助成

アーティストやクリエイターが作品の発表を行うための経費の一部として助成金を交付します。現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」を開催する都市に相応しく、市域全体でその盛り上げを図り、アーティストやクリエイターの創造活動が行われるよう応援し、多様な現代アートに触れる機会を横浜市民に提供することを目的としています。

現代アートを身近にし、文化芸術創造都市・横浜の形成を担う人材を生み出す土壌をはぐくむことで、独自の魅力があふれる横浜文化圏の実現を目指します。

応募資格 ELIGIBILITY

どなたでも応募できます。(国籍、年齢、個人、団体、法人格の有無は問いません。)

対象となる活動 PROJECT ELIGIBILITY

平成25年6月1日から平成26年3月31日の間に横浜市内で行なわれる「現代アート」のプログラム。展覧会、アートプロジェクト等、ある一定程度の発表を伴う形態を対象とします。

- ※この制度でいう「現代アート」は、美術、ファインアートを想定しています。
- ※現代アート分野の場合でも発表を伴わない中長期の創作活動支援を希望される方は、先駆的芸術活動支援助成へご応募ください。
- ※政治的または宗教的な宣伝意図等の目的を持つものには交付できません。
- ※公序良俗に反する等、助成対象として適当でないものには交付できません。
- ※本助成金制度による助成金は、横浜市及び横浜市内に連関する公的団体の補助金、助成金の交付を受けている事業には交付できません。
- ※暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)が主催するものには交付できません。

選考基準 CRITERIA

- 下記の観点にて、専門家からなる選考委員会にて選考します。
- 同時代性(今の時代ならではの視点を持っているか)
- 文化芸術創造都市・横浜の魅力向上に寄与するか
- 地域とより良いコミュニケーションを取ることができるか
- スケジュール、資金の両面において計画が十分に検討されており、実現の可能性が高いか
- 横浜トリエンナーレの盛り上げに結びつくこと

交付に伴う義務 OBLIGATION

1. 事業終了後30日以内に「事業報告書」(第3号様式、ウェブサイトよりダウンロード)を提出し、終了ヒヤリングに出席してください。提出の際は、事前予約のうえ代表者または担当者が持参してください。
※事業報告書の最終提出期限は平成26年3月31日です。
2. チラシ、ウェブサイト、プログラム等の広報媒体への指定クレジットの記載(助成名及びACYロゴ)
3. ACYアーティスト・アーカイブへの登録(登録情報はアーツコミッション・ヨコハマのウェブサイトにて一般公開されます。)
4. ACY担当者による事業視察への協力
5. その他「創造活動支援助成交付要綱」に定める事項

交付金額 GRANT RANGE

1件あたり80万円を上限とします。(総事業費の3分の2以内)
※同一事業への交付は3か年を限度とします。(但し、年度毎に申請及び選考が必要です。)
※助成金は、交際費、接待費、打ち合わせ・交流会や打ち上げ等の飲食費、事務所備品購入費への充当はできません。
※助成金の交付は、事業終了報告書の受理をもって行います。実施内容や収支が申請時と著しく異なる場合は、当初決定した額の減額または不交付となる場合があります。
※事業実施前に交付が必要となる特段の事情がある場合は、事前交付申請書の提出により事前交付が認められる場合があります。

申請方法 HOW TO APPLY

以下の書類を各5部用意し、持参または郵送にてご提出ください。
※締切日必着(Eメールによる提出は不可)

- ①助成交付申請書(第1号様式)
- ②事業・活動実施計画書(企画書)様式自由、A4紙5枚以内
- ③事業・活動実施予算書(第1号様式別紙)
- ④応募事業の内容を説明する資料(チラシ等)※任意提出。必須ではありません。

※本申請に要した費用は、応募者の負担とします。
※申請書類、資料は返却しません。

申請書様式はACYウェブサイトからダウンロードできます。

<http://acy.yafjp.org/>

申請期限 APPLICATION DEADLINE

平成25年4月30日(火)必着(受付時間 11:00~19:00)



空き物件に新たな魅力を加えて 街に活力を!!



芸術不動産リノベーション助成

芸術不動産とは、アーティストやクリエイターの滞在、制作、発表場所の創出を第一の目的とする芸術と社会をつなぐための仕組みです。平成25年度からは、創造産業を軸とした地域経済の活性化に寄与するため、創造性を活かした“まちづくり”としての役割を強化しています。

本事業は、大規模な再開発ではなく、既存の建物や街の魅力を再評価し、新たな価値を加えて街の活性化をはかるものです。具体的には、空き室となっている民間建物をリノベーションし、アーティストやクリエイターを軸とし、カフェやギャラリー等のテナントを誘致する建物所有者に改修費の一部を補助として助成金を交付します。主に関内・関外地区にある建物を街の活性化に役立て建物の価値向上をはかりたいオーナーの方、またマスターリース業務等運営をされる方などを広く募集します。

応募資格 ELIGIBILITY

建物のオーナー、建物の運営者

募集期間 APPLICATION PERIOD

平成25年5月1日(水)~12月27日(金)
本助成制度は、募集期間中に随時申請受付及び交付を行います。交付助成金額が予算に達し次第、応募を締め切ります。

助成金額 GRANT RANGE

最高1,000万円

専門家の紹介

本制度の活用を検討するオーナーに向けて、物件の企画等を行う専門家を紹介するサービスを実施する予定です。

成功事例の見学

芸術不動産リノベーション助成により、魅力的な建物として再生した事例をご案内します。お気軽にお問い合わせ下さい。

対象となる内容などの本制度の詳細は、平成25年4月中に発表します。
本制度にご関心をお持ちの方はACYまでお問合せください。

TEL 045-227-7322 (受付時間 11:00~19:00)

平成23年度芸術不動産 リノベーション助成交付物件
株式会社 飯田善彦建築工房 Archishop Library&Cafe

改修前



改修後





アーティスト・クリエイターが集まる街・横浜!



アーティスト・クリエイターのための事務所等開設支援助成

アーティスト・クリエイターが、創作活動を行うための場づくりを支援する制度です。
 横浜の都心臨海部にある関内・関外地区を対象に、既存の民間物件を賃貸借してスタジオやアトリエ、事務所等を開設する際に助成を交付します。
 横浜都心エリアにある民間物件の空室を活用することで、創造産業の集積を図ります。
 将来的な街の活性化および創造産業の振興を目的としています。

応募資格 ELIGIBILITY

以下に該当する「アーティスト・クリエイター等」を対象とします。
 下表に掲げる分野のいずれかを主たる業務又は活動として行い、申請時より過去2年間以上の業務・活動(*)を行なう法人事業者、又は個人事業者

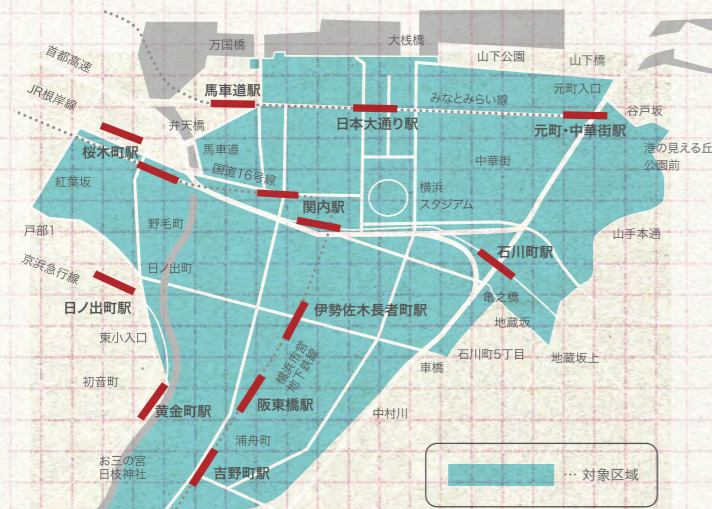
分野	映像・コンテンツ制作	デザイン	芸術活動	ギャラリー	スペース運営	ディレクター
具体的な事業例	映像制作全般、ゲーム、アプリケーション開発、WEB制作、メディア業、写真、出版・編集、等	グラフィック、建築、プロダクト、WEBデザイン、ファッション、等	美術、舞台芸術、音楽、等	企画ギャラリー	クリエイター等の創作活動を支援する目的でアトリエ、スタジオ、発表の場を管理運営する方	アートNPO

*「過去2年間以上の業務・活動」とは当該業務における2年以上の収入実績、または当該業務を営む法人において、アーティスト・クリエイター等として2年以上在籍した後の独立などを含みます。詳しくはご相談下さい。
 *ギャラリーは、古物営業法施行規則1美術類を扱うギャラリー

申請要件 CRITERIA

- 対象区域(※1)の既存の民間物件へ新規に入居し事業所等(※2)を設置するアーティスト・クリエイター等であること。または、同様の条件で対象区域内に移転し、事業所等の増床があるアーティスト・クリエイター等であること。
- 平成25年1月1日から12月31日までの間に当該事業所等に係る賃貸借契約を締結する方。加えて、その場所で、平成26年2月28日までに、事業所等を設置し、業務を行なう事業者。

※1 対象区域: 関内・関外地区
 ※2 事業所等: 本社、スタジオ、アトリエ、研究所、ギャラリースペース等(倉庫・保管場所、連絡員事務所、住居その他は対象外となります)



- 次に掲げる方は助成を受けることができません。
1. 対象区域内に既に事業所等を有している方
 2. 法人市民税・市民税を滞納している方
 3. 当該事業所等の設置にあたり、横浜市市外郭団体が助成金等の申請をする方
 4. 過去に本助成金を得ている方
 5. 横浜市が設置する拠点への移転
 6. 重大な法令違反若しくは社会的な信用を著しく損なう行為をした方又は公序良俗に反するおそれがあると認められる方
 7. 横浜市の他の補助金又は助成金等の収入が当助成金の支援項目と重複する場合
 8. 政治的または宗教的な宣伝意図の目的を持つもの
 9. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)が主催するもの

助成額 GRANT RANGE

事業所等の立地に必要となる初期費用の一部として、賃借する事業所等の面積に対し3.3平方メートルあたり48,000円を交付します。
 ・助成対象者すべての申請額合計が、交付予算を上回る場合には、予算の範囲内で按分、減額交付となります。
 ・助成額上限200万円とし、千円未満は切捨とします。
 ・増床の申請は、増床分の事務所等の面積が対象とします。
 ※助成金は、継続的な家賃補助ではありません。一回のみの交付です。

○助成金額例
 50㎡のスペースを借り、このうち33㎡を事務所として使用する場合
 33÷3.3×48,000円=480,000円

交付に伴う義務 OBLIGATION

助成金の交付を受けた場合は、開設後2年以内において対象となる事務所等の「申請内容以外の目的での使用」「再貸付」「退去」を行なうことができません。これに違反した場合、助成金交付決定の取り消しや、既に交付した助成金の返還を求める場合があります。このため、下記2点に対応していただきます。

1. 現地確認の受け入れ 交付後、申請された場所を現地確認します。
2. 活動報告 年1回(2年間で2回)、ヒアリングを設定し活動状況をお話いただきます。
3. ACYアーティスト・アーカイブへの登録 登録情報はアーツコミッション・ヨコハマのウェブサイトにて一般公開されます。

応募方法・提出書類 HOW TO APPLY

所定の申請書にて提出書類を用意し、持参または郵送にてご提出ください。※締切日必着(Eメールによる提出は不可)
 ※本申請に要した費用は応募者の負担となります。
 ※申請書類、資料の返却はいたしません。

<提出書類>
 申請書様式はACYウェブサイトからダウンロードできます。

<http://acy.yafjip.org/>

提出書類	法人事業者	個人事業者	NPO
交付申請書(第1号様式)	●	●	●
事業者概要書(第2号様式)	●	●	●
定款(写)	●		●※1
履歴事項全部証明書(写)	●		
決算報告書(写)(過去2か年分)	●		
法人市民税納税証明書	●		
確定申告書(写)又は源泉徴収票(過去2か年分)		●	
市民税納税証明書		●	
役員名簿・会員名簿			●
過去2か年分の収支報告書・活動報告書			●
活動実績(過去の作品、事業報告、等)	●	●	●
事業計画		※2	

※1 定款、規約、会則等
 ※2 ギャラリーの開設、法人の新規設立に該当する場合事業計画書が必要です。書式は問いません。

申請期限 APPLICATION DEADLINE

平成26年1月10日(金)必着(受付時間 11:00~19:00)

申請スケジュール APPLICATION SCHEDULE

事前登録 受付 登録申請書を提出 (郵送・FAX)	申請 交付申請書等 必要書類を提出 (郵送・持込)	審査	助成選考結果通知 (対象者・助成予定金額) 通知	入居実績 報告書等の提出 賃貸借契約書、 法人設立開設 届出書等(写)の 提出	助成金額 確定通知 助成予定金額の 範囲内で 交付決定	助成金交付 請求書提出	助成金の 振込
25年4月~	26年1月10日 (必着)	26年1月	26年2月	26年2月	26年3月	26年3月	26年3月



OTHER GRANTS

横浜市内で利用できる その他の助成制度

横浜には、アーティストやクリエイター、企業、NPO法人等の支援を目的とする様々な助成・補助制度があります。ここではその一部をご紹介します。

※詳細は各お問い合わせ先におたずねください。

地域文化サポート事業 「ヨコハマアートサイト2013」

地域特性や魅力を活かしコミュニティやまちの活性化につながる文化芸術活動や、横浜の個性ある文化芸術を市内外へ発信する活動を支援するアート活動支援事業。
応募の詳細については、HPでご確認ください。

HP <http://artsite.yafjp.org/>

問い合わせ先:

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
協働推進グループ「地域文化サポート事業」担当
〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通4-40商工中金ビル5F
TEL:045-221-0212 FAX:045-221-0216

商店街空き店舗活用事業

商店街の活性化を目的に空き店舗を活用して店舗を開業する方に、開業に係る費用の一部助成と、事業継続を支援。

問い合わせ先:

横浜市経済局商業振興課
〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階
TEL:045-671-2591 FAX:045-664-4867
Email:ke-tenpokatsuyou@city.yokohama.jp

横浜市の補助金は、平成25年度横浜市予算の横浜市の会における議決を経て正式に決定されます。

横浜観光プロモーション 認定事業

横浜の集客力を高め宿泊や周遊を促進する事業や、横浜への来訪者の満足度を高める事業、横浜の観光・コンベンション都市としてのブランドを向上させる効果が期待できる事業を支援。

募集期間:

第1期 平成25年2月1日(金)~2月25日(月)
第2期 平成25年7月1日(月)~7月25日(木)

応募資格:

設立後3年以上を経過している企業・団体など。

問い合わせ先:

横浜観光コンベンション・ビューロー 事業部
〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階
TEL:045-211-1202 FAX:045-221-2100
E-mail: nintei@www.welcome.city.yokohama.jp

応募要件に関して

本制度は、次のいずれかに該当するものには助成できません。

- ・本制度以外に、横浜市および横浜市に関連する公的団体の補助金、助成金の交付を受けているもの
- ・政治的また宗教的意図等をもつもの
- ・公序良俗に反する恐れがあると認められるもの
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)が主催するもの
- ・法人が主催する場合は、代表者又は役員の中に暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの
- ・法人格を持たない団体が主催する場合は、代表者が暴力団員に該当するもの

交付に伴う義務

- ・チラシ、ウェブサイト、プログラム等へのACYロゴ及び助成名の記載
- ・ACYが行う広報活動への協力
- ・ACYアーティスト・アーカイブへの登録(登録情報はACYのウェブサイトにて公開されます。)
- ・その他各プログラムが定める事項

※詳細は各プログラムのページをご確認ください。

その他

本助成制度の実施は、平成25年度横浜市予算の横浜市の会における議決および平成25年度公益財団法人横浜市芸術文化振興財団事業計画・予算の理事会における議決を経て正式に決定されます。

ACY助成プログラム 応募先・問い合わせ先

アーツミッション・ヨコハマ 助成受付係

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 ヨコハマ創造都市センター内
電話:045-227-7322 FAX:045-221-0215
受付時間 11:00~19:00

※施設点検による休館日(不定休)、年末年始をのぞきます。

●助成プログラムの申請書様式は、アーツミッション・ヨコハマのウェブサイトよりダウンロードしてください。インターネットを利用できない場合は、ACYまでお問い合わせください。

<http://acy.yafjp.org/>

応募書類の提出について

- ・応募書類は郵送または持ち込みにて提出してください。Eメールでの提出は受け付けません。
- ・提出は締切日必着です。また受付時間(11:00~19:00)を過ぎての持ち込みは受け付けません。
- ・プログラムによって締切日が異なります。各プログラムのページにてご確認ください。
- ・申請に要した費用は応募者の負担となります。
- ・申請書類、資料は返却しません。

